

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務受託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和3年10月25日

明日香村長 森 川 裕 一

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

令和3年度第408号 明日香村阪合地区市街化促進基礎調査業務委託

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月25日まで

(3) 委託業務の内容

明日香村は平成29年4月に過疎地域に指定され、人口減少や若者の村外流出が課題となっています。阪合地区では市街化促進のモデルケースとして土地区画整理事業を行い、令和2年に子育て世代が多く定住する新たな自治会「檜前いおり野」が誕生しました。それに続き、定住人口確保に向け市街化を促進するため、令和2年度に約6.3haを対象に実施した土地所有者の土地利用意向調査の結果を踏まえ、令和3年度は新たなまちづくりの事業方策検討に向けた業務を実施します。

(4) 委託金額

金6,270,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 明日香村入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 明日香村から入札参加の禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等との関わりがないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 同種・類似業務の受託実績を有すること。

3 業務委託者の選定方法

明日香村は、明日香村阪合地区市街化促進基礎調査業務委託の業務委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、「明日香村阪合地区市街化促進基礎調査業務委託に係る審査項目及び審査基準」に

に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を契約候補者として選定します。プロポーザルへの参加を希望される場合は、「明日香村阪合地区市街化促進基礎調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」等を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。なお、主な日程は、次のとおりです。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和3年10月25日(月)～令和3年11月8日(月)
参加申込書の提出	令和3年10月25日(月)～令和3年11月8日(月)
質問票の提出	令和3年11月10日(水)
提案書の提出	令和3年11月18日(木)～令和3年11月25日(木)
ヒアリング	令和3年12月1日(水) 予定
審査結果の通知	令和3年12月上旬
契約の締結	令和3年12月上旬

4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

(1) 交付期間

令和3年10月25日(月)から令和3年11月8日(月)まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

明日香村役場総合政策課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡55番地

(3) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書(様式1)
- ④ 資格調書(様式2)
- ⑤ 質問票(様式3)
- ⑥ 提案書(様式4～様式6)

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ (<https://www.asukamura.jp>) からダウンロードできます。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和3年10月25日(月)から令和3年11月8日(月)まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場総合政策課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡55番地

6 質問票の提出

受付期間

令和3年11月10日(水) (ただし、午前9時から午後5時まで)

7 提案書の提出

(1) 提出期間

令和3年11月18日(木)から令和3年11月25日(木)まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場総合政策課
〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡55番地

8 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 契約候補者の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

9 その他

詳細は、「明日香村阪合地区市街化促進基礎調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」によるものとします。

10 問い合わせ

明日香村役場総合政策課
〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡55番地
TEL 0744-54-2001 FAX 0744-54-2440